## ○ぎ装員の指定等に関する通達

昭和36年5月1日

海幕総人第2号の143

改正 昭和39年3月10日 海幕人第1403号

昭和 45 年 6 月 15 日 海幕人第 3054 号

海上幕僚監部総務部長から各地方総監あて

ぎ装員の指定等に関する通達

関連文書:昭和30年海上自衛隊訓令第25号

標記について、下記のとおり定められたから命により通達する。

記

1 ぎ装員の指定及び取消しは次表左欄に掲げる者について、右欄の者が行なう。

ぎ装員長 幹部自衛官たるぎ装員	海上幕僚長
准尉、海曹又は海士たるぎ装員	当該自衛官の任免 権者

- 2 ぎ装員の指定及び取消しは、個別命令によるものとし、その書式は次の例による。
- (1) 指定する場合

「○○○○号艦(艇)ぎ装員(長)に指定する

階級氏 名

(2) 指定を取消す場合

「〇〇〇〇号艦(艇)ぎ装員(長)の指定を解く

階級氏 名」

- (3) 命名後にあつては、前記2号の書式中の「○○○○号艦(艇)」に替えて当該艦(艇) 名を使用し、命名前にぎ装員の指定を受けたものに対しては、命名後別に個別命令を 用いることなく、以前の個別命令中の「○○○○号艦(艇)」を当該艦(艇)名に書き 替えるものとする。
- 3 ぎ装員の初年発令の時期は次を標準とする。
- (1) 潜水艦を除く艦艇にあつては、進水の1週間前
- (2) 潜水艦にあつては、進水の3月前
- (3) その他特別の必要のある場合は、海上幕僚長の指示する日
- 4 各地方総監がぎ装員を指定するにあたつては、あらかじめ海上幕僚長の指示する計画 によるものとし、計画を変更して指定する必要のある場合は、海上幕僚長の承認を得る ものとする。